

# 犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、精神的・経済的ダメージの緩和を図るとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

## 犯罪被害者等給付金

### 遺族給付金

- ・ 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額  
(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算)
- ・ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間に於ける保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額

○支給を受けられる人  
亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

- 支給を受けられる遺族の範囲と順位
- ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む)
  - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母  
⑥兄弟姉妹
  - 3 2に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母  
⑪兄弟姉妹

※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

### 重傷病給付金

- ・ 負傷又は疾病にかかった日から3年間に於ける保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額

○支給を受けられる人  
犯罪行為によって、重傷病(加療1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者本人。

### 障害給付金

- ・ 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

○支給を受けられる人  
障害が残った犯罪被害者本人

○「障害」とは  
負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害(精神疾患によるものを含む。)で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいいます。  
具体的には、国家公安委員会規則で定められています。

### ◇ 支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。  
ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額が調整されます。

### ◇ 申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。  
受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。  
申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。  
ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請できます。

### ◇ 対象となる犯罪被害者

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

### ◇ 支給資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人は支給の対象となります。

### ◇ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

お問い合わせ先

群馬県警察本部 犯罪被害者支援室  
☎ 027-243-0110 (内線 2154, 2155)